

青森県報

第三百六十七号

令和三年
十月一日
(金曜日)

目次

規 則

○青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

○児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こども) ……一

○家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二

○道路の区域の変更……………(道路課) ……二

○道路の供用の開始……………(同) ……二

公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……三

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(西北地域) ……四

○土地改良区の定款変更の認可……………(上北地域) ……四

教育委員会

○青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……四

○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……五

公 営 企 業

○青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……五

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十六号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一小柳団地の項中「二百二十九戸」を「三百四戸」に改める。

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百六十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
訪問看護ステーション想い	三戸郡南部町大字大向字小波田 四七の二	令和 三・一〇・一

青森県告示第六百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ―ネ病	牛	患畜	一	十和田市	令和 三・九・二六

青森県告示第六百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和三年十月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間			備考
			前後別	敷地の幅員	敷地の延長	
1	県道	むつ尻屋崎線	前	一四・六〇メートルから一四・〇〇メートルまで	一七八・七〇メートル	
			後	一八・三〇メートルから一二・八〇メートルまで	一七八・七〇メートル	
			後	一四・五〇メートルから六九・二〇メートルまで	一九四・六〇メートル	

青森県告示第六百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和三年十月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道むつ尻屋崎線	むつ市上川町二〇七からむつ市大字田名部字土手内七四の一七二まで	令和三・一〇・一

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ弘前大町店

弘前市大字取上一丁目一の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

弘前市大字末広二丁目二の一〇

代表取締役 荒川孝男

三 弘前市の意見の概要

1 騒音については、あくまでも予測結果であることを踏まえ、今後の状況変化には十分留意し、営業に伴い周辺住民から騒音等に関する苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

2 社会的障壁の除去の実施については、過重な負担とならない範囲でトイレ及び自動ドア等の設備整備に当たり合理的な配慮をするとともに、障害者用駐車場の車室利用に対して、健常者が利用しないよう店内放送をする等、障がい理解への啓発に配慮すること。

3 開店時刻の繰り上げに伴い、駐車場及び荷さばき施設の利用可能時間帯が変更されることにより、店舗所在地が通学区域となっている第三大成小学校及び第三中学校の児童生徒の登校時間と重複する時間帯が発生することから、より一層、児童生徒の安全配慮に努めること。

4 防犯や青少年非行防止の観点から、店舗内や人通りの少ない場所において、防犯カメラの設置、制服警備員や従業員による定期的な巡回等の対策を講じること。また、夜間営業時の警備強化に努めるとともに、営業時間外においても駐車場の出入口の施設等の対策を講じること。

5 警察署と連携し、店舗及び店舗周辺での事件発生時における警察への通報要領

及び避難誘導措置等緊急通報体制を確立し、地域の防犯対策に努めること。また、従業員の防犯教育に努めること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和三年十月一日から同年十一月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の六の規定により公告する。

令和三年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件（立木）の売却

売払番号	所在地	樹種	林 齢	本数（本） 材積（m ³ ）	搬出期間
立第一号	平川市唐竹石倉出口早坂左脇ノ沢三の一、三	スギ	六二から八〇年生	二、三九一 二、六九〇	三六か月
の三		ほか		・四九	

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

三 売却する物件を示す場所

平川市唐竹石倉出口早坂左脇ノ沢三の一、三の三

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

弘前市大字蔵主町四

青森県弘前合同庁舎別館三階A会議室

2 日時

令和三年十月十四日(木) 午後一時三十分

六 入札保証金及び契約保証金

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは、六か月以内において売買代金の延納を認める。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 現場説明は令和三年十月八日(金) 午前十時までに青森県弘前合同庁舎駐車場に集合の上、平川市唐竹石倉出口早坂左脇ノ沢三の一、三の三まで移動して行う。

3 問合せ先

青森県農林水産部林政課森林環境グループ

電話 〇一七―七三四―九五二二

出先機関

土地改良区の役員の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、赤石川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年十月一日

西北地域県民局長 畑内圭一

区役員の 別	氏名	住 所	退任の年月日
監事	佐藤 一義	西津軽郡鰹ヶ沢町大字南金沢町字床夏 一一の二	令和三・八・二

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、十和田土地改良区の定款の変更を令和三年九月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年十月一日

上北地域県民局長 石橋 豊

教育委員会

青森県教育委員会訓令第六号

庁内一般
出先機関
所轄教育機関

青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年十月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程（昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

別表の1及び2中「受領印」を「受領者記名」に、「精算確認印」を「精算確認者記名」に改め、同表の3中「定けい港」を「定係港」に、「受領印」を「受領者記名」に改め、同表の3中「根拠港」を「根拠港」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和三年十月一日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第六号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付する。
附則第一項の次に次の見出し及び二項を加える。

（臨時の病院の職等）

2 病院に第十四条から第十七条までに規定する職を置くほか、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中

華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次項において同じ。）の対策を推進するため必要と認める期間、新型コロナウイルス感染症対策指導監を置く。

3 新型コロナウイルス感染症対策指導監は、上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症の対策に関する指導及び特に命ぜられた事務に従事する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円